

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	大和ハウス プレミストドームシャッター保全業務
発 注 課	スポーツ部施設課
選 定 事 業 者	文化シャッターサービス株式会社北海道サービス支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、大和ハウス プレミストドームの既存電動シャッターの各種部品交換を実施するものである。 電動シャッターについては、メーカー独自の部品や技術が使用されているため、既存設備との互換性を確保するにはメーカー以外の部品への代替が不可能である。 したがって、上記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、上記業者に特命とする。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
決 定 日	令和6年10月7日